

震災復興において金融、寄付等が果たす役割 ～復興を支える非営利的な金融機能の研究～

東北大学経済学研究科大学院生 高橋宏彰

2011年3月11日に発生した東日本大震災より7年余りが経過した。復興に対する地域住民の意識は様々で、震災前の生活実感を取り戻せていないと感じる人も少なくない。背景には、原発事故による汚染地域からの住居移転、津波被害による高台移転等により、住民コミュニティの再生が思うように進んでいないことが考えられる。コミュニティ再生に重要な役割を担っているNPO等の非営利団体である。同団体の活動を支える寄付と金融の共通点、相違点を考察した。寄付と金融の比較検討にあたっては、ガーレイ、ショウ両教授が唱えた金融仲介の理論を参考にした。

東日本大震災以降、被災地を支援するため、インターネットを活用した寄付が定着した。従来の寄付は、街頭募金にみられるように、寄付を使う団体の活動内容や集めた資金の使い道など、必ずしも充分確認できるものばかりではなかった。しかし、インターネットの普及により、従来以上に活動団体の情報を得やすくなり、且つ振込、クレジットカード等を利用することで、遠隔地への団体に対しても寄付が出来るようになった。更に、Readyfor、CAMPFIREといったクラウド・ファンディングの運営サイトが出現し、寄付する先を比較・検討することも可能となった。このような新しい形態の寄付は、従来型の寄付とは異なり、ガーレイ、ショウが唱えた金融仲介機能を備えているのではないかと仮説を立てた。

阪神淡路大震災では、被災者生活再建支援法が成立していなかったため、個人の生活再建に公的資金の投入が出来なかった。そのため「阪神・淡路大震災復興基金」が設立され、国・県が同基金に低利で貸付を行い、その運用益を被災者支援の活動資金に充てた。現在であれば、マネーロンダリングとも言われかねないが、同基金が被災者を支援する金融機能として重要な役割を果たした。また関東大震災時にも、当時、東京商科大学（現・一橋大学）の教授であった福田徳三が保険のモラトリアムを訴え、当初、火災保険会社が地震災害に対する免責を訴えたことに対し、適用緩和を促した。これも災害時における金融機能の変化した事例といえる。東日本大震災後の復興では、寄付に金融仲介が備わることで、中長期的に被災地を支援する資金を集めることが出来るのではないかと考えた。